

雇用における男女の均等な 機会及び待遇に関する決議

昭和60年6月
第71回ILO総会



労働省（国際労働課・婦人政策課）仮訳

雇用における男女の均等な

機会及び待遇に関する決議

国際労働機関の総会は、

雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等に関する報告書に留意し、

1975年にILO総会が「女子労働者の機会と待遇の均等に関する宣言」及び「女子労働者の機会と待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議」を採択して以来の女子労働者の状況に関して、達成された成果と遭遇した問題について討議及び評価し、

様々な国の経済的、社会的、政治的な制度及び状況が異なることに留意しつつ、上記の文書の実施に向けて各国政府が採った立法政策及び措置を検討し、

過去10年間に、ILOが女子労働者のために採った政策や行動を評価し、

それに関し、「結論」に到達し、

女子、特に開発途上国における女子の雇用、労働、生活の条件を向上させるという観点から、国連の諸決議に従った新国際経済社会秩序の確立が必要であること、また、アパルトヘイトの慣行にさらされている国における女子の状況に対して特別の注意を払うことが必要であることに留意し、

1975年に採択された「宣言」と「行動計画」の有効性を再認識し、

加盟各国に対し、次の「結論」のうち国内活動に関する部分を実行すること、特に、男女労働者の機会と待遇の均等に関するILO諸条約の批准及び諸勧告の実施を要請し、

理事会が事務局長に対して次の事項を要請するよう求める。

- (1) 次の「結論」を、「国連婦人の10年の成果を見直し評価するための世界会議；平等、発展、平和」に反映させること。
- (2) ILOの行動や活動において、これらの「結論」に対し、しかるべき配慮を払うこと。

雇用均等委員会から提出された「結論」

序 章

- (a) ILO総会の「女子労働者の機会と待遇の均等に関する宣言」及び「女子労働者の機会と待遇の均等を促進するための行動計画」が採択されて以来、また、「国連婦人の10年」が始まって以来、進歩があったことは否めない事実である。開発途上国と先進国の双方において労働力に参加する女子は増えてきている。従来男子に占められていた部門、職種にも女子が参入してきており、高度な技能・技術職、管理職、意思決定のポストにも今や女子が増えている。
- (b) また女子が経済社会に貢献していること、また、女子は不利や差別を被っており、これらは撤廃されるべきであることの双方についての理解は大いに広まっている。
- (c) しかしながら、進歩のペースは不均等であり、「10年」間で女子の状況が悪化している局面もある。幾分の進歩はあったものの、女子労働者の多くは、依然として限られた職業分野に就業し、低技能労働や低賃金労働に従事している。
- (d) 女子が置かれている状況についての女子自身の意識は高まっているものの、多くの国では、未だ、社会的、経済的な制約 — 近年の世界規模の景気後退や新技術の導入による作業態様の大きな変化により、どちらかといえば強まっている — により拘束されている。
- (e) 家族のための重要な財・サービスを提供している農村婦人は、貧困の増大や生活水準の低下により、深刻な影響を受けている。
- (f) 先進国でも開発途上国でも多くの国で、失業や深刻な景気後退 — このような失業や景気後退は、「10年」の後半を損わせ、女子がやっと獲得したものの多くを浸食している。
- (g) 政治的、社会的混乱や自然災害は、ますます多くの人々を難民キャンプに追いやっているが、多くの場合は、その大部分は女子と子供である。
- (h) 永続する平和は、経済発展と社会正義のために不可欠であり、従って、雇用における男女労働者の機会と待遇の均等の完全な実施のために不可欠である。

第1章 国内活動

雇用及び訓練への均等な機会

- (1) 「女子労働者の機会と待遇の均等に関する宣言」(1975年)及び「女子労働者の機会と待遇の均等を促進するための行動計画」(1975年)に盛り込まれた諸原則の実施を確保するため、雇用及び社会全体における男女の機会均等を促進し、実現するための施策が強化されるべきである。これらの目的を達成するため、優先分野としては、国内の状況に応じ適当な場合には、次のことが含まれる。
 - (a) 女子の雇用を促進するための措置。これらの措置は、完全かつ生産的で自由な選択による雇用を達成するための国家政策及び国家開発に統合されたものでなければならず、また、1964年の雇用政策条約(第122号)、1964年の同勧告(第122号)、1984年の雇用政策勧告(補足規定)(第169号)に規定されているように、労働権の実現を実際に確保するための手段とみなされるべきである。
 - (b) 経済成長率及び雇用市場状況のいかににかかわらず、男女に均等な雇用機会を提供し、また、婚姻上の地位、年齢、家族的責任を含め、性による区別なく、すべての労働者に利益をもたらす政策。
 - (c) 機会均等措置を立案し、適用するに当たっての労使の一層の努力。労使はまた、経済回復や雇用拡大を達成するための一般政策の枠組の中で女子の状況が改善されるような方法で、経済発展を奨励するための建設的な措置を、支援すべきである。
 - (d) 経済状況にかかわらず、同一条件の下で、労働すること、さらに、個人的な収入を得ることについての男女の同一の権利。
 - (e) より多くの女子が、それぞれの職に選任されるべき最も適当な者の中に入るよう、国内の状況に応じて、適切な教育・訓練施設を利用できるようにすることにより、労働者個人の技能・能力を高めること。
 - (f) 女子の素質や技能を最も完全にかつ有効に活用することにより、都市及び農村の双方において、制度化部門(フォーマル・セクター)、非制度化部門(インフォーマル

・セクター）のいかなを問わず、それぞれの国の経済社会の発展に対して、女子を有意義に貢献させることを目的とした措置。

- (g) 雇用における女子に対する差別を終わらせ、また、過去の差別の影響に対抗するための積極的行動に関する総合的なプログラムの開発と実施を含む男女労働者間の均等を実現するための政策。これらのプログラムは、教育、訓練、職業指導・相談・紹介に関する措置、均等法制、及び、家族的責任をもつ労働者に対する援助サービスの発展と一体のものでなければならない。
- (h) 労働市場における職業分離を解消するため、国内の状況に応じ、労使団体と協議の上、次の方法によりとるべき措置。
 - (i) 採用、訓練又は昇進における性に基づく直接及び間接の差別を禁止すること。また、そのような差別に基づく不均衡を是正するため、両形態の差別に対して積極的行動をとること。
 - (ii) 男女の固定的な役割分担についての伝統的な意識を変えるための、また、女子が就業することについての態度の変更を促進するための広報・啓発活動。及び女子の職業の幅やレベルを制限している社会的偏見を克服するための教育・訓練プログラム。
 - (iii) 女子が男子と同一の条件で、すべての職業、特に、現在女子の少ない部門及び将来の発展分野に入ること、及び、すべてのレベルの技能や責任の職業に就くことを奨励し、援助すること。
 - (iv) 雇用における分離を解消し、女子が選択可能な職業の幅を広げる努力の中で、職業指導・相談・紹介サービスにおいて（例えば、機会均等問題についての適任者をアドバイザーにするなどの方法により）、女子に対して特に注意を払い、また、女子のための特別な活動をとることを確保すること。
- (i) すべての段階の教育機会を均等に確保し、また、性差別主義及び性に基づく固定的観念の解消を促進すること。
- (j) 雇用及び訓練に対する男女の機会均等を促進するための措置。これは、プログラムを前進的に改善し、一層効果的なものにするため、政労使の三者が参加して継続的にモニターされるべきであること。

- (k) 失業に対する行動プログラムを含め、雇用及び訓練の分野における一般措置の立案において、女子が男子と同一の条件で利益を享受できることを確保すること。
- (l) 失業に対する一般的、地域的、地区ごとの行動プログラムを立案する際の、女子失業者の特殊なニーズに見合う特別措置。
- (m) 人員整理、又は解雇の場合に、婚姻上の地位、年齢を含め、性による区別なく、同一の基準がすべての労働者に適用されることを確保するための措置。妊娠及び母性休暇を理由とする解雇に対する特別な保護が適用されるべきであること。
- (n) 一定期間の不就業の後、再就業を希望する女子又は、移民、難民、障害者、マイノリティ・グループ、片親家族、長期失業者などの恵まれない層に属している女子のニーズにこたえるため、また、これらの女子が遭遇している雇用機会均等への障害を克服するために、適当な場合に立案され、実施されるプログラム。売春によって生計を立てることを余儀なくされている女子のために就業機会を与え、また必要な場合は、社会的援助を与えるための特別のプログラムが立案されるべきであること。
- (o) 農村女子に対し、土地、教育、技術、訓練及び公開講座、信用その他の資源について男子と均等な機会が得られるようにするため、国内の状況に照らして適当な場合に、とられるべき措置。収入労働に従事する者のためには、これらの女子の就業をより生産的にし、また、より高い収入が得られるようにするための措置がとられるべきである。地域開発及び新技術の導入により創出される新しい雇用機会を農村女子が活用できるように援助すべきである。
- (p) 事業の開始及び自営業のための資金その他の便宜についての女子に対する均等な利用機会。
これは、特に、協同組合ベースのものを含め、女子にかなりの就業機会の見通しと就業条件を提供するような、自治体の雇用創出政策において確保されるべきである。
- (2) 教育及び訓練における男女の機会均等を促進するためには、さらに措置が必要である。
この分野における適切な政策措置としては、次のものが含まれる。
- (a) 1975年の人的資源開発条約及び勧告（第142号及び第150号）、特に勧告の第8章の「訓練及び雇用における女子及び男子の機会の均等の促進」の規定を早急に実施するための措置。

- (b) 初等及び中等教育のレベルで、職場における平等の基礎が敷かれることを確保すること。
- (c) この分野における活動をより効果的に計画し、調整するため、また、すべての種類の、そして、できる限り広範囲の職業に就くための訓練に対する女子の機会を広げるための政策を開発し、促進するため、国の事情及び状況に応じ適当な場合には、女子の訓練及び再訓練のための三者構成の国の調整機関を設立すべきであること。これらの機関は、次のことを行うべきである。
- (i) 経済において変化する職業ニーズに関する情報を把握し、これらの情報を訓練機関、労使団体、婦人団体、社会一般に対して提供すること。
 - (ii) 政府又は民間機関による訓練の機関及びプログラムについての情報を保管し、女子に対して、これらの機関及びプログラムについての情報を提供し、また、女子に対して、訓練及び再訓練を受講するよう勧奨すること。
 - (iii) 自国及び他国において、女子を訓練プログラムの中に統合するためにとられた手法及び蓄積された経験についての情報を交換、提供するための中心として機能すること。
- (d) 恵まれない層に属する者を含め、女子の教育、訓練及び再訓練のための効果的な調整及び情報サービスを備えた、適切な行政組織及び予算を提供すること。
- (e) 現行の女子の訓練機関及びプログラムを、できる限り男女共修を進めつつ、経済的機会や開発計画・プログラムの中の優先度に対応するよう、近代化し、多様化し、方向転換すること。
- (f) 次の情報を収集し、提供すること。
- (i) 少女及び婦人の職業選択を多様化するため、非伝統的職業及び新生分野についての情報
 - (ii) 訓練及び継続教育の機会についての情報
 - (iii) 様々な雇用部門における女子の地位のレベルについての情報
- (g) 訓練、リカレント訓練、教育及び情報プログラムは、特に、技能の向上が必要である女子、労働力に再参入する女子、又は非伝統的な職業に就業することを希望する女

子のために編成されるべきであること。この意味で、女子に技術革新の結果変化した就業の資格に適應できるようにするための十分な機会が与えられ、また、雇用機会が与えられるのであれば、新技術及び経済開発に対しても、伝統的な雇用に対するのと同様の関心が払われるべきである。

- (h) 開発途上国における都市及び農村の非制度化部門（インフォーマル・セクター）における女子の訓練ニーズを把握すること。これらの女子にまで訓練が行きわたるよう訓練施設を増強すべきである。また、訓練のプログラムは、これらの女子の教育レベルを十分考慮し、訓練中にも引き続き生活費を稼ぐ必要があること、国内の状況に応じ、適切に保育施設を提供する必要があることを十分考慮して、企画されなければならない。主流の機関やプログラムにたずさわっている責任者は、このような層の人々に対応するため、特別に研修されなければならない。
- (i) 訓練機関及びプログラムは、職業技能を付与するだけでなく、意思決定能力、職業及びキャリアの形成と目標設定に対する関心を高めるようにすること。
- (j) 草の根レベルの現実的かつ効果的な活動が必要であり、そのためには、訓練計画の立案の初期の段階から実施、評価までを通じて、地方共同体の指導者（女子の十分な代表を含む）が全面的に参加することが必要であること。ニーズを現実的に考慮するため、また、予定される措置に対して協力を得るためには、すべてのレベルで政労使の三者が積極的に参加することが肝要である。
- (k) 移民、難民、マイノリティ・グループなどの縁辺層に属する女子のニーズにこたえるため、そして、これらの女子が十分な職業訓練を受けていないことによる障害を克服するため、可能な場合には、公的なプログラムを実施すべきであること。

同一報酬

- (3) 1975年の「宣言」の7(2)、7(3)、7(4)を考慮して、同一価値労働同一報酬の原則（1951年の同一報酬条約（第100号））を、男女労働者の機会と待遇の均等というより広い枠組の中で、完全に実施することを促進することが不可欠である。この目的を達成するためには、

- (a) 同一価値労働に対する同一報酬の権利をすべての労働者に保障するため、必要な場合には、国内法及び慣行に一致した国内法令又は措置を導入し、又は、拡大すべきである。
- (b) これに加え、同一価値労働に対する男女労働者の同一報酬の原則をすべての労働者に適用することを保障するため、総合的な施行機関を創設すべきである。
- (c) 国内法及び慣行に従い、すべての労働者に自分のケースについて専門家からアドバイスや援助を受ける機会を得られる調査・苦情処理機関の利用を可能とすべきである。
- (d) 労使団体は、同一賃金規定の実施、特に、仕事の分類・評価基準が性による偏りに基づかないことを確保するため、現行の賃金決定慣行を見直すとともに、同一価値労働同一賃金の原則についての社会一般の周知、理解、容認を促進することに努力すべきである。

労働条件及び労働環境

- (4) すべての労働者の労働条件及び労働環境の改善のための措置は、1984年に労働条件及び労働環境の分野において今後とるべき活動に関してILO総会が採択した結論に従い、特に職場における女子の衛生、健康、安全に関する規定を考慮して進められなければならない。次のことに十分注意が払われるべきである。
 - (i) 特に、女子を多数使用する部問及び職業
 - (ii) 関係措置が、対象企業のすべてに適切に適用されることを確保する必要性
 - (iii) 輸出・加工地区及び自由貿易地区のように、従来は除外されていた部門や企業における労働条件が適切に規制されるよう、このような措置の適用範囲を拡大することが望ましいこと。
 - (iv) パートタイム、テンポラリー労働者、季節・臨時労働者、在宅労働者、請負労働者、家事使用人が雇用条件に関し差別されないようにするため、また、労働市場の分断がさらに進まないようにするための国内立法措置の必要性
- (5) 保護規定に関しては、
 - (a) 男女は、科学的、技術的知識の進歩に照らし、雇用及び職業に固有の危険から保護

されるべきである。

- (b) 女子に適用されるすべての保護規定は、最新の科学的知識及び技術変化に照らして見直し、国内の状況に応じて、そのような法制を改正、補完、拡大、維持又は撤廃するための措置がとられるべきである。これらの措置は、生活の質の改善及び男女の雇用均等を促進することを目指すべきである。
- (c) 特に、生殖という社会的機能から見て、男女にとって有害であることが証明された作業については、女子と男子に対し特別の保護を拡げる措置がとられるべきである。そして、このような措置は、科学的及び技術的知識の進歩に照らして、定期的に見直され、現状に即したものとされるべきである。
- (d) 生殖という社会的機能から見て、女子及び男子に対して有害な影響を与える危険性のある過程について研究を行い、その研究に基づき必要な場合は、保護を与えるための適切な措置がとられるべきである。
- (6) 職場における性的いやがらせは、女子従業員の労働条件、雇用、昇進の展望を害するものである。したがって均等促進政策の中には、性的いやがらせを止めさせ、予防するための措置を含む必要がある。

母性保護

- (7) 1975年に採択された「女子労働者の機会と待遇の均等を促進するための行動計画」の勧告に従い、
 - (a) 科学的知識及び技術進歩に照らし、母親が職業生活の中で不利にならないことを確保しつつ、適切な水準の母性保護及び給付を提供するための措置がとられるべきである。コストは、社会保障その他の公的基金又は労使協定により負担されるものである。
 - (b) すべての夫婦又は個人が、子供の数とその出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する基本的権利を行使するため、必要な情報、教育及び手段を利用することを確保するための措置がとられるべきである。
- (8) 国内の状況に応じ適当な場合には、母性保護をすべての活動分野、すべての規模の企業に働く女子（臨時、テンポラリー労働者、パートタイム、下請け、在宅労働者、自営

業者、家族従業員を含む。)に対し段階的に適用拡大すること。また、母性保護制度をまかなうための社会保障制度その他の公的な、又は、労使協定による制度を強化することを、最優先して考慮すべきである。

家族的責任を有する労働者

- (9) 加盟国は、家族的責任を有する労働者を援助するため、1981年の家族的責任を有する労働者条約(第156号)及び1981年の勧告(第165号)の規定に沿った措置により、適切な取組みをしなければならない。家族的責任を有する労働者のニーズにこたえるための公的又は私的な、保育・家族その他の地域サービスを発展又は促進するため、国内の事情及び可能性に合致するすべての措置をとるべきである。
- (10) 家庭及び家族的責任の負担は、多くの場合は主として女子の上にかかっており、これは雇用における機会と待遇の均等を実現する上で障害になりうる。次のことを目的とする援助措置が促進されるべきである。
- (a) 労働者が家庭と仕事との2つの責任を両立させやすいようにすること。
- (b) 男女労働者の機会と待遇の均等原則及び家族的責任を有する労働者の問題についてより広い理解を生むこと。
- (c) 家族的責任を男女間で分担することを奨励するような教育を促進すること。

したがって、この分野における国内政策の立案に関し、また、関係労働者の雇用及び訓練についての必要な措置に関し、例えば、労働条件、保育・家族のサービス・施設、社会保障及び家族的責任を履行する上での社会援助の提供について、1981年の家族的責任を有する労働者条約(第156号)を批准するためのすべての必要な措置をとるとともに、本条約の規定及び同勧告(第165号)の規定を実施するためのすべての必要な措置がとられるべきである。

社会保障

- (11) 女子が不均等な社会保障給付しか受給していない場合は、現在ある権利に不利益を及ぼすことなく、この状況を改めるための特別の措置として、国内の事情及び慣行に従い

適当な場合には、次のものを含むことができる。

- (a) 女子労働者のニーズに適合する社会保障の適用範囲を提供するための十分な資金の提供。
- (b) 婚姻上又は家庭内の地位にかかわらず、直接的又は間接的な差別を禁止することにより、男女の均等取扱いを確保できるような社会保障制度の開発。それらの制度は、適当な場合には、このような視点から定期的に、政労使の三者により、モニターすべきである。
- (c) 農村の男女労働者を含め、また、雇用者、自営業主、家族従業者のいかなを問わず、これまで適用されなかった労働者又は部分的にしか適用されなかった労働者に対して、社会保障の適用範囲を段階的に拡大することについて配慮すること。

参 加

12 女子の権利及びニーズが考慮されることを確保するために、

- (a) すべての段階の意思決定過程に女子が十分に参加できるよう、あらゆる努力をすべきである。
- (b) 次の条約に従い、男女労働者の結社の自由及び労働組合権の行使に対する障害を除去するための措置をとるべきである；1948年の結社の自由及び団結権の保護条約（第87号）、1949年の団結権及び団体交渉権条約（第98号）、1975年の農業従事者団体条約（第141号）。
- (c) 労働組合及び協同組合の女子の組合員及び役員を増やすため、また、教育を通じて、これらの団体が、機会と待遇の均等を実現する上で女子労働者が遭遇している特別な問題やそれらを克服するために必要な措置について、より認識を深めるようにするため、関係団体があらゆる努力をすべきである。
- (d) 国内的及び国際的段階で、社会的、経済的及び政治的生活並びに公的な機関及び団体において、女子が男子と同等にすべてのポストに就き十分に参加することを確保するために、政府、労使団体が、積極的行動をとるべきである。
- (e) 労使団体及び適当な場合には婦人団体や婦人問題を専門に扱っている政府機関は、

女子に対して特に影響のある問題について、意思決定及び実施の段階において協議を受けるべきである。

均等な機会及び待遇を促進するための行政機構

- 03 経済的及び社会的な生活における女子に対する均等な機会及び待遇を促進することを目的とした行動を刺激するため、国内の状況及び事情に応じ必要な場合には、女子労働者の地位に関する国の三者構成機関を設立し、また、機会均等関係機関を強化するよう、措置をとるべきである。
- (a) このような機関は、また、女子労働者の機会及び待遇の均等に関する研究、統計、計画、プログラム作り及び活動を開発、調整し、女子の職業生活への準備や労働力への統合に関する知識・情報を提供し、さらに労使団体との組織的な協議の仕組みを提供すべきである。
- (b) このような機関は、上記の任務を遂行することができるよう、十分な資金と職員をもつべきである。
- (c) このような機関は、女子労働者に関する達成状況を効果的にモニターできるような、また、必要な場合は、行政府の他の部門において関連プログラムを開始することに影響や刺激を与えることができるようなレベルに設けるべきである。

データ・ベースの改善

- 04 既存の統計は、しばしば女子の労働力への参加の状況を正確に反映していないので、女子の生産活動への貢献や女子雇用の他の側面をより十分に反映することができるよう、統計データの収集及びその分析を改善するための努力をすべきである。特に、女子の労働力率、雇用、失業、不完全就業の測定に関しては、第13回国際労働統計家会議の勧告に十分な配慮が払われなければならない。雇用における分断に対する闘いの成果をモニターし、また、女子の失業動向をより正確に把握するため、労働市場における女子の状況や女子失業対策、女子雇用促進対策の影響の評価についての情報を量的にも質的にも改善するための行動をとるべきである。

第2章 ILOの活動

- 15) 一般討議の結果出された結論に照らし、委員会は、総会がILO理事会に対し次のことを要請するよう、勧告する。
- (a) 既存の基準における関連規定を、必要であれば、統合し、補完し、現状に即したものに
するため、機会と待遇の均等に関する基準をさらに設定する必要があるか否かを検
討すること。新しい基準を検討する場合には、女子労働者の利益、例えばパートタイム
やテンポラリー労働への適用範囲について留意すること。
 - (b) 将来の新しい基準設定の可能性のある項目として、在宅労働者及び請負労働者の状
況を検討すること。
- 16) ILOの今後の活動として、次のことを含むべきである。
- (a) 例えば、1948年の夜業(女子)条約(改正)(第89号)のような保護的文書は、採択
後に蓄積された経験、科学的、技術的情報及び社会的進歩に照らし、これらの規定が
依然として適当であり、妥当であるかどうかを判断するため、定期的に見直すべきで
ある。
 - (b) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979年)の実施状況の検討
において、ILOは引き続き国連と協力すべきである。また、同条約の関連部分を考
慮して、雇用における男女の機会均等に関するILOの基準に関連する部分など、I
LO活動の範囲に属するものについて、同条約の適用状況について引き続き報告書を
提出すべきである。
 - (c) 地域会議、諮問委員会の会合、産業別労働委員会及び類似の委員会の会合の議題を
準備する際には、男女労働者の機会と待遇の均等問題を考慮に入れるべきである。
 - (d) すべての国における女子労働者の状況と問題点を把握するための研究が引き続き行
われるべきであり、これには次のものを含む。
 - (i) 技術革新のような、大きな変化や発展が特に女子に対して与える肯定的又は否定
的な影響

- (ii) 農村地域、開発途上国の都市の非制度化部門（インフォーマル・セクター）及び輸出・加工地区及び自由貿易地区における女子労働者の状況
 - (iii) 女子の移民、難民、障害者その他の弱い層の特殊な問題
 - (iv) 性に基づく差別を解消するための実際的な手段を含め、女子労働者が遭遇している困難を克服するための政策やプログラムの見直し
- 107 ILOは引き続き、次の方法により、世界各地の女子労働者に関し、改良されたデータを収集し、それを公表することが必要である。
- (a) 性別の労働力率、雇用、失業、不完全就業を測定するための新規の又は既存の概念及び定義を用いることについて見直し、評価すること。これらに加え、産業別、職業別の特徴、賃金、労働条件その他の事項について、男女労働者に区分して、十分に詳細な統計を整備すべきである。
 - (b) 女子の経済への参加、日常の基本的なニーズや経済全体に対する女子の貢献を測定するための新しい手法について調査し、情報を提供すること。
- 108 次のために努力をすべきである。
- (a) 女子のための技術協力活動を、プロジェクトの企画及び実行を通じて、また、必要な場合には他のプロジェクトにおいて女子のニーズにこたえるための要素を入れることを通じて、あるいは、保育施設の発展など男女双方にとって関心のあるプロジェクトに女子が十分に参加することを確保することを通じて、発展させること。
 - (b) 女子のための技術協力の政策目標を実施するため、また、雇用、訓練、労使関係、労働法制・労働行政、社会保障その他の関連する問題を含め、ILO事務局の活動のすべての側面、すべての分野において、女子労働者のニーズが十分配慮されるようにするため、ILOの能力を強化すること。
 - (c) すべてのプロジェクトについて、望ましくない影響を排除するため、女子及び女子の活動に対して考えられうる直接的及び間接的な影響について検討すること。
 - (d) 恵まれないグループに属する女子に対しては、これらのグループが職場において統合される可能性を高めるために既にとられた作業と協力して、これらの女子のための新しいプロジェクトを開発し、実施し、また、評価すること。

- (e) プロジェクトの選択、企画、実施、評価に、関係する女子を参加させること。
- (f) 女子労働者の問題に対処するため、また、適切な技術協力プログラムを発展させるため、ILOの本部及び地域レベルの組織の力を強化すること。
- (g) 開発途上国相互間の技術協力については、女子労働者のためのプログラムやプロジェクトに参加した個人の間で、地域レベルの又は地域を超えた経験を交流することにより、また、そのような個人が直接にこれらの経験を学ぶことができるようにすることを通じて、促進すること。
- (h) 多国語で情報を提供すること。情報は、コンピュータ処理されたデータ・ベース、視聴覚教材、シリーズ刊行物、情報紙、研究論文といった多様な手段を通じて、容易に入手できるようにすべきである。
- (i) より多くの女子が技術協力の専門家として働くよう奨励すること。
- (j) ILOが、そのすべての活動や組織において、特に次の方法により、男女の機会と待遇の均等の実施について手本となることを確保すること。
 - (i) ILOの会議、会合、その他の活動において、できる限りの女子が参加できるように、保育施設を提供すること。
 - (ii) 基本的な文書において、一方の性を表わす用語を避けるため、均等な参加の原則に沿う用語を使用すること。

